

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 相武歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県蓮田市東六丁目 6 番 22 号
- (3) 設立認可年月日 平成 7年 8月 8日
- (4) 設立登記年月日 平成 7年 8月 22 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	相武歯科医院	埼玉県蓮田市東六丁目 6 番 22 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし	県 市 町 番地	
	県 市 町 番地	

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 10月 22 日 令和 2年度決算の決定及び役員報酬額に関する件
令和 4年 8月 17 日 令和 4年度の事業計画及び收支予算の決定

法人名 医療法人 相武歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県蓮田市東6丁目6番22号

貸 借 対 照 表

(令和4年8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	18,676	I 流動負債	818
II 固定資産	3,867	II 固定負債	5,562
1 有形固定資産	3,761	負債合計	6,381
2 無形固定資産	74	純資産の部	
3 その他の資産	31	科 目	金 額
		I 出資金	6,000
		II 積立金	10,162
		純資産合計	16,162
資産合計	22,544	負債・純資産合計	22,544

法人名 医療法人 相武歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県蓮田市東6丁目6番22号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日)

(単位:千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		34,488
2 事 業 費 用		35,074
	事 業 損 失	586
II 事 業 外 収 益		110
	經 常 損 失	475
III 特 別 損 失		19
	税 引 前 当 期 損 失	495
	法 人 税 等	70
	当 期 損 失	565

様式 2

法人名 医療法人 相武歯科医院
所在地 埼玉県蓮田市東六丁目 6 番 22 号

※医療法人整理番号

財産目録
(令和 4 年 8 月 31 日現在)

1. 資産額	22,544 千円
2. 負債額	6,381 千円
3. 純資産額	16,162 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	18,676
B 固定資産	3,867
C 資産合計 (A+B)	22,544
D 負債合計	6,381
E 純資産 (C-D)	16,162

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 相武歯科医院
 所在地 埼玉県蓮田市東六丁目6番22号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
後員	[REDACTED]	医師	当法人 [REDACTED]	借入返済	1,415	長期借入金	5,562

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 相武歯科医院

理事長 神澤 正信 殿

私は、医療法人 相武歯科医院の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月22日

医療法人 相武歯科医院

監事 中村 麗子 印